

令和元年度（2019年度） 第1回越谷市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会会議録

令和元年（2019年）8月21日（水）14：00～

中央市民会館4階第16～18会議室

○委員定数（16名）

○出席委員（13名）

遠藤 進	委員	越谷市私立保育園・認定こども園協会
竹村 厚子	委員	越谷市私立幼稚園協会
佐藤 勝	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
佐藤 辰之	委員	越谷市医師会
會田 容子	委員	越谷市子ども会育成連絡協議会
渡辺 寛子	委員	越谷市子育てサークルネットワークの会
中台 正弘	委員	越谷市小学校長会
奥田 正樹	委員	越谷市PTA連合会
長友 祐三	委員	埼玉県立大学名誉教授
宮地 さつき	委員	文教大学人間科学部人間科学科
日比谷 富貴子	委員	越谷地区労働組合協議会
鈴木 礼子	委員	公募委員
竹内 由紀	委員	公募委員

※遅刻1名、早退1名を含む。

○欠席委員（3名）

大西 孝一	委員	越谷市商工会議所
小林 直紀	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
篠崎 誠	委員	埼玉県越谷児童相談所

○事務局出席者

高橋 成人	子ども家庭部長	藤城 浩幸	子ども家庭部副部長（兼）青少年課長
野口 広輝	子ども家庭部副参事（兼）子ども育成課長	島田 英恵	子育て支援課長
福岡 敏哉	障害福祉課長	櫻田 尚之	市民健康課長
渋谷 博之	児童発達支援センター所長	益本 雅行	児童館コスモス館長
中村 清彦	児童館ヒマワリ館長	阿部 伸也	子ども育成課調整幹
小抜 麻衣子	子育て支援課副課長	鈴木 理香	子育て支援課副課長
小澤 幸太	子ども育成課副課長	佐藤 大智	青少年課副課長
渡部 圭介	子育て支援課主幹	山崎 愛	子ども育成課主幹
岡田 益史	障害福祉課主幹	小池 和実	子ども育成課主任
箕輪田 祐美子	子ども育成課主任	杉内 麻里子	子育て支援課主事
岩崎 友希	障害福祉課主事		

1 開会

※配布資料確認

- ・次第
- ・越谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
- ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画確保方策について
- ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
- ・越谷市障がい福祉関連計画策定に向けた意向調査について
- ・令和2年（2020年）4月開設予定の施設について
- ・小規模保育事業所公募（令和2年4月開設分）の中間報告等について
- ・こしがや「プラス保育」幼稚園事業について
- ・参考資料1・2
- ・委員名簿
- ・出席職員名簿
- ・席次表
- ・アンケート調査結果報告書

※司会(事務局)より傍聴人の報告

2 議事

※審議会条例第6条第2項に基づき、長友分科会長が議長となり議事進行する。

3 (1)協議事項

- ①越谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
事務局説明(子育て支援課 小抜副課長)
- ②第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画確保方策について

事務局説明(子育て支援課 小抜副課長)

③第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画骨子案について

事務局説明(子育て支援課 小抜副課長)

④越谷市障がい福祉関連計画策定に向けた意向調査について

事務局説明(子育て支援課 鈴木副課長)

(2)報告事項

①令和2年(2020年)4月開設予定の施設について

事務局説明(子ども育成課 阿部調整幹)

②小規模保育事業所公募(令和2年4月開設分)の中間報告等について

事務局説明(子ども育成課 阿部調整幹)

③こしがや「プラス保育」幼稚園事業について

事務局説明(子ども育成課 小澤副課長)

質疑等(要旨)

3-(1) ①越谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

委員 「学校給食研究協議大会」に数年前に関わったが、PTAとしては負担がかなり大きく、発表に対してのフィードバックも無く、給食が変わったわけでもない。来年度以降もこの事業を続けていく場合、やる意義を明確にする必要があるのではないかと。また、実施する学校に対し説明していただきたい。

事務局 これは、PTA連合会としての意見か。

委員 PTA連合会にもこのことは報告しているが、今回は個人の意見として述べた。

事務局 所管する給食課に報告したい。

委員 「事業ごとの課題や現状」について「追記事項なし」という項目が多く見られる。一言でもあると、現在取り組んでいる事業の実態が見えてくるのではないかと。

「こんにちは赤ちゃん事業」は、全戸訪問を目的として行われているが、断られるケースの理由は何か。また、必要な担当課へつないだりするその後のフォローの体制はどうなっているか。

「一時預かり事業」については、以前行われていた年に数回無料で利用できるリフレッシュのための事業は現在でもあるのか。あるとすれば年に何回利用できるのか。

事務局 「こんにちは赤ちゃん事業」は出産があった場合は必ず訪問することになっているが、断る理由の多くは、2、3人目の出産をされた方が子育てについてはある程度理解しているため訪問の必要がないということである。また、里帰り出産が近年増えており、長期になる場合には、里帰り先の自治体と連携を取り、そちらの保健師の訪問を依頼している。以上の条件に当てはまらず断られる場合には、保健師が電話で情報の提供を行いながら状況の確認を取っている。市の保健師が訪問していない場合は、訪問実績としてはカウントされない。

- 委 員 2、3人目だからこそ大変さもあるのではないか。また、小さな子どもの居所の不明も問題であり、全戸を訪問する意味でもあるので、状況の確認を是非お願いしたい。
- 事務局 「一時預かり事業」は、緊急時や保護者が子育てのリフレッシュを図る目的で乳幼児を預かるサービスであるが、無料では提供していない。無料であったというのはいつ頃のことか。
- 委 員 15年くらい前で、年に2、3回利用できた。
- 事務局 現在はすべて有料である。
- 委 員 越谷市では有料だが、東京都内では無料で支援している所もあるらしい。越谷市でも検討してはどうか。
- 事務局 他市町村でそのような事例があることは把握しており、意見として頂戴する。今年の10月から、幼稚園や保育所を利用していない3歳以上の幼児を対象として保育料の無償化が始まる。一時預かり事業も対象となり、37,000円／月まで補助される。0歳から2歳児までは、非課税世帯のみ無償化となる。こちらの制度を活用していただきたい。
- 委 員 リフレッシュのためにも利用できるのか。
- 事務局 条件はあるが、一時預かり事業も対象となるため、リフレッシュにも利用できる。
- 委 員 現在、料金はいくらか。
- 事務局 地域子育て支援センターや保育ステーションでは、施設によって異なるが、基本的には500円／時である。
- 委 員 ファミリーサポートセンターと同じくらいのようなのだが、施設によって料金に差があるのはなぜか。
- 事務局 地域子育て支援センターと保育ステーションは施設を保有し子どもを預かり、ファミリーサポートセンターは登録者がサービスを提供するもので、制度が違うために料金の設定が異なってくる。
- 委 員 集団で預かる場合は料金が一律であるが、ファミリーサポートセンターのように個人宅で預かる場合は事業が異なるため料金の差が生じるということか。
- 事務局 施設と登録した個人宅では、同じ預かるサービスでも主旨が異なるため、料金の設定に差が生じる。
- 委 員 地域子育て支援センターと保育ステーションでは料金は一律か。

- 事務局 民間が運営している施設は若干異なる。
- 委 員 保育ステーションは人気があり、なかなか予約が取れない。「実績」の数値は、実際に利用した人数であるが、予約したくても断られた需要は反映されていないのではないかな。
- 「こんにちは赤ちゃん事業」で、里帰り出産をする方が多いとのことであるが、逆に越谷市に里帰りをして長期に戻ってきている方は、こちらで保健師の訪問を受けているのか。
- 事務局 一時預かりの予約をお断りした件数は集計していない。受け入れできない場合は、他の施設を紹介している。
- 事務局 里帰りをして戻ってきている方については、元の自治体から越谷市に対し訪問を依頼されており、保健師が訪問している。これは日本全国の自治体が相互に行っていることである。
- 委 員 今年の１０月から行われる無償化の財源は、国の予算か市の予算か。
- 事務局 基本的には、国、県、市が各々の割合に応じて負担する。一時的に市から出した一般財源については、国が消費税の増収分を活用し負担することになっているが確かではない。
- 議 長 消費税を上げない場合は、無償化も行わないのか。
- 事務局 消費税を上げなくても実施するということである。

３－（１）②第２期越谷市子ども・子育て支援事業計画確保方策について

- 議 長 今まで用いてきた見込み量と実績にはかなり乖離があったため、令和２年度以降は補正をしていきたいということであるがいかがか。乖離が生じた原因は何か。
- 事務局 アンケート調査の結果で「利用したい」という希望もニーズとしてカウントしたため、実際に利用している方の他に利用したい方までニーズ量として取り込んでしまい乖離が大きくなった。これが、国が示す標準的な算出方法である。これに対し、前年度の実績を基に人口の推計値等を加味し越谷市が独自に算出し、見込量ができるだけ実績と近い数字になるようにした。
- 議 長 「利用したい」と「利用した」の人数は実際には差があり、今回は「利用したい」人数はデータとして用いず、現実の実績につながる数値にしたいということであるがいかがか。
- 委 員 ニーズがあっても利用できない状況のサービスならば、サービスの内容を利用しやすくする検討が必要ではないか。「一時預かり事業」についても、預けたいと思っても断られてしまう状況であるなら、それはニーズに見合ったサービスにはなっていないことになる。状況をよく把握し、事業に落とし込んでいかなければならない。

事務局 体制が整っていないために利用できないこともある。「提供体制実績」の欄では、民間も含め、どれくらい対応できるかを示している。令和2年度以降は令和元年度の数値を仮に載せているが、今後変わっていくと思っていただければ。

議長 できるだけ現実に近づけていくということで、今回の算出方法で見込量を補正したほうが、よりよい計画になると思われる。反対意見も無いようなので、この方法で進めていただきたい。

3-(1) ③第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画骨子案について

議長 骨子案の第1章から第2章にかけては何かあるか。第1章は計画全体の説明で、「子どもの貧困対策」を新規に追加した以外は、第1期計画の内容を踏襲している。本計画は、上位計画である「越谷市総合振興計画」と「越谷市地域福祉計画」の下に位置付けられている。「地域福祉計画」との関係についての説明は記載されるか。

事務局 「越谷市地域福祉計画」は現在第2次計画が進行中であり、「越谷市子ども・子育て支援事業計画」とは並立の関係である。しかし、法の改正により「地域福祉計画」が上位計画に位置付けられたため、本計画においても位置付けを変更した。さらに、「地域福祉計画」は上位に位置付けられたため、理念として、子どもや障がい者等の下位計画の内容も記載されることとなった。

議長 今後は子どもだけではなく高齢者も障がい者も地域の中で支援していくという考え方で、各計画を進めていく上で総合的にまとめる「地域福祉計画」が上位にくるイメージである。越谷市では13の地区ごとに「子ども・子育て支援事業」を展開していくということである。第2章では、越谷市の現状が示され、総人口が増える中子どもの人口は減少している。増加しているのは高齢者であり、そのような背景において、子育て環境作りが重要であることがわかる。
10ページからは、課題がまとめられているが、「子どもの貧困に関する取り組み」で「子どもの貧困」とは何を示しているのか。

事務局 国の調査で子どもの貧困率が13.9%、7人に1人が貧困であるという結果が出ている。それらの貧困を無くそうということで国でも大綱を作っている。

議長 13.9%という子どもの貧困率は、いわゆる親の所得が低い世帯数をデータとして使っている。それに対する取り組みということは、親の所得の低さを改善することになってしまう。親の所得の低さから生じる子どもをめぐる貧困問題を明確にしないと、取り組む対策も立てられない。例えば、学習環境が整わないということであれば、「地域の中で子育てを支える」「子どもが自ら育つ環境をつくる」「子どもを育てやすい環境をつくる」と重なってくる。貧困について別項目として取り上げるならば、具体的な子どもの貧困問題をより考慮する必要があるのではないか。

事務局 子どもの貧困問題としては、まず家庭の問題が挙げられる。家庭の貧困が子どもの世代にも連鎖していくため、その連鎖を断ち切るための対策が国から大綱として示され

ている。市でも、まずは家庭への支援、すなわち親世代の就労支援や高所得の職業に就けるような資格の取得支援を行っている。子どもに対しては、学習支援があり、貧困家庭の就学率を上げるため、高校や大学への進学支援を進めている。今までの支援は部署ごとに行われていたが、国から貧困対策の計画策定が努力義務として提示されたため、市としても、1つにくくった体制が見えるように第5章を設けた。これをきっかけとして、何が足りないか、どんな事業が必要かを検討していきたい。

議 長 子どもの貧困問題そのものよりも、再び子どもが貧困に陥らないための対策ということである。

委 員 子どもの貧困に対する取り組みで、「貧困」という言葉を使用することで、事業に関わる抵抗感が生じるのではないか。「子ども食堂」が色々な所で活動されているが、そこに行くことすら抵抗を感じてしまう。支援が必要な貧困家庭がターゲットではあっても、それ以外の家庭の子どもも利用できるような取り組みであれば、より活発になると思う。また、貧困は経済的な問題だけではなく、心の問題や、子どもを取り巻く環境の問題もある。周りにいる多くの大人が関わることにより、子どもの貧困による孤立を避けていくことができるのではないか。貧困の連鎖を断ち切るためには、自らが変わることも必要であるが、周りがどのようにサポートするかも重要で、越谷市がどのような環境になっていくかをビジョンとして描きたい。横のつながりを持たない核家族が多いと思われるため、地域とつながる事業も必要である。

議 長 「貧困」という言葉に特化して事業を行おうとすると抵抗感が出てくる。10ページからの(2)(3)(4)に記載されていることが現実的な子どもをめぐる問題であるが、さらに親の貧困によりこれらの問題が顕在化してくる。例えば不登校や虐待の問題があった場合、まずは(3)で「子どもが自ら育つ環境をつくる」対策を講じながら、その中でも貧困家庭に生じるケースが多いため(5)で対策を強化していく。そのような形で対策を行えば、貧困の子どもに対してだけ対策するということにはならないのではないか。貧困世帯とそれ以外の世帯を明確に分けて事業を展開していくかどうかを検討しなければならない。「子ども食堂」では、本当に貧困で食べられない子どもが実際には利用できないという状況もあり、「貧困」という言葉のイメージが心理的には抵抗感があるのは事実である。しかし、「子どもの貧困対策推進法」で「貧困」という言葉が用いられているため、行政としてはそれに対応していく必要がある。ただ、「貧困」をあまり強調してしまうと、市民にとっては感情的に厳しいものとなる。計画の中でどのように説明し位置付けていくかを検討しなければならない。

事務局 「子ども食堂」を利用すると貧困家庭の子であると思われるため、以前は無料であったものを現在ではあえて100円にして、居場所づくりを前面に打ち出している所もあるようだ。国の重点施策としても「保育所等の確保」や「妊娠期からの切れ目のない支援」、「子ども食堂」等があるが、これらは第4章に記載されている。第5章でも再掲される内容が多々あるが、「貧困」だけについての対策ではなく、子どもの成長に大切なものとして位置付けていきたい。

議 長 それでは、骨子案の第1章から第2章まではよいか。第3章は、計画の基本的な考え方として、基本理念や基本目標が述べられているがいかかが。

- 委 員 基本理念について、現行計画では「子ども」となっているところを「子どもたち」としたのはなぜか。
- 事務局 今回の基本理念は、「子どもの貧困対策大綱」の表現と現行計画の基本理念を合わせて作成し、「全ての子どもたち」という意味を持つ。
- 委 員 基本理念については、案に賛成である。まず、「子どもたち」という言葉を先頭に持ってきたのは、子どもに対する支援計画としてふさわしい。また、「子どもたち」と複数にしたことで、子どもたちをひとくくりにしてしまうのは問題であるが、一人も取りこぼさないという意味合いならとてもいい考えであるので、計画の策定や実行において大事にしていきたい。
- 議 長 大綱の「全ての」も付けたほうがいいのではないか。
- 委 員 「子どもたち」と複数にしたのはいいと思うが、「全ての」を外したのはなぜか。また、基本目標では「子ども」となっており、複数にしないのはなぜか。さらに、基本目標5で「貧困の状況にある子ども」とすると、この目標だけ特定の子どもを対象とするようになってしまい違和感があるため、「困難な状況にある子ども」等の広い意味の表現にしたほうがいいのではないか。
- 事務局 「子どもたち」とした場合は「全て」という意味も持つと解釈した。理念としてはすっきりとした表現にしたほうがいいと思い「全て」を外した。また、基本目標の1～4は第1期計画を踏襲しているため、「子ども」を「子どもたち」とは変更せず、それに従い基本目標5も「子ども」としている。さらに、基本目標5で「貧困」という言葉を使用しているのは、子どもを特定するためではない。本計画に貧困対策計画を組み込んだことを明確にするため、新たな章立てをして第5章としたことから、基本目標の表現にも「貧困」を用いた。
- 委 員 基本目標については、第1期計画を踏襲するだけでなく、「子ども」等の表現も含め内容についても精査していきたい。「貧困」という言葉の使用は、貧困対策計画の一環であることを示すためであるとのことだが、住民が理解して入っていきやすい事業にすることも大事であるので、抵抗感のある言葉についてはできれば検討していきたい。
- 事務局 基本目標で「子ども」としたのは第1期計画を引き継いでいるためである。また、基本理念では、「全ての子どもたち」という大きな意味で「子どもたち」を用いたが、基本目標では少し絞り込み、基本目標3では個人個人の子どもの自立をしていくという意味を含め「子ども」とした。基本目標4では家庭の中にいる子どもについて述べており、少子化ということもあるため、複数にはせず「子ども」という表記をそのまま継承したほうがいいと考えた。基本目標5の「貧困」という表現については、基本目標2の事業の中に「困難を抱える子どもや家庭への支援」があり、これとは異なる内容であることを示すため、あえて使用している。本日提案しているものは骨子案であるため、いただいた意見によりこれからも検討していきたい。
- 議 長 基本理念に「全て」が入ると相当な意気込みが伝わるのではないかと。基本目標は「子

どもたち」とするとわかりにくくなるため「子ども」でいいと思う。「貧困」については、子どもの貧困調査を行っていないため、実態の把握やそれに対する必要な支援は何かという流れができない。「子どもの生活実態調査」やヒアリングから出てきた問題を解決するため、基本目標 3、4 は立てられたが、5 については支援事業の根拠となる調査結果は示されるのか。「子どもの生活実態調査」やヒアリングの結果で、「貧困」と結びつく結果は出ているのか。

事務局 アンケートでは、貧困家庭であるか等の質問はしていない。そういった抵抗感のある言葉は省いた。骨子案の 7 ページから「子どもの生活実態調査及びヒアリング結果からみる本市の現状」をまとめているが、この内容から「貧困」に直接結びつけるのは難しい。表現や掲載方法を再度検討し、第 5 章に結び付けられるようにしたい。

委員 子どもの貧困対策については、新しい章立てをしなければならないのか。「貧困」は、他の課題全てに紐づいているものなのではないか。他の各課題の対策事業の中に、「貧困」に関わる事業をプラスしていくことはできないのか。国からの指示で章立てが必要なのか。このような方法も含めて検討していただきたい。

事務局 貧困対策に関する計画の必要性を検討した当初、作り方は 3 種類あると考えた。1 つ目は「子ども・子育て支援事業計画」の他に「子どもの貧困対策事業計画」を新たに作る方法で、国の示す努力義務としてはっきり示すことができる。2 つ目は「子ども・子育て支援事業計画」の中に「子どもの貧困対策事業」を溶け込ませてしまう方法である。どの事業でも貧困家庭の子どもにも対応する必要があるため溶け込ませることはできるが、今までの計画との違いが明確にならない。3 つ目は骨子案で提示している方法で、「子ども・子育て支援事業計画」の中に新たな章立てをして再掲するやり方である。1 つの章に貧困対策をまとめ、追加した部分をはっきりさせることができる。それぞれ一長一短があるが、今回は 3 つ目の方法を採用することとしたため、承認していただけるとありがたい。

議長 もともと、本計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」と、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」が合わさってできたものである。それにプラスして、新たな法律「子どもの貧困対策推進法」に基づいた計画を取り込むということとなった。3 つの法律に基づいた計画であることを明確にしなければならないため、「貧困」という内容を潜り込ませることなく新しい章立てをすることとしたと思われる。ただ、なぜ「貧困」を取り上げ、そのためどのような支援が必要であるかという流れを、明確に記載すべきではないか。

委員 アンケートを実施する際、「貧困」という言葉について議論した。昔は洋服を洗濯してもらえない子やご飯を食べられない子、風呂にも入れない子がいた。しかし現在、物質的にそこまでの家庭がそんなにあるだろうか。ただ、「貧困」というイメージから、色々な問題が生じた時には親の所得の低さのせいになされてしまう。第 1 期計画との整合性が問題となるのであれば「貧困等」とカッコ書きするのはいかがか。今は物質的なものよりも心の貧困ということが言われており、「貧困」が広い定義で使われているが、「貧困」という言葉が独り歩きし、差別やいじめの原因とならないかが心配である。「貧困」という言葉のせいで、子どもたちの夢や希望を支援していく事業がネガティブなイメージになることなく、ポジティブに捉えられるようにしたい。

議長 実際に厳しい状況に置かれている子どもたちがかなりいるということが言われており、学校の教育現場からも多くの報告が挙げられている。保育園や幼稚園にもそのような子どもたちが数多くいるということは調査の結果からも明らかになっている。このことについての法律ができた以上、行政としてはしっかり対応していく必要がある。しかし、「貧困」という言葉自体に心理的感情を持つのであれば、戦後のひどい状況を表すような意味では使用していないということを計画の中で説明すべきである。「貧困」については、内面的なことも含め説明を加えた上で対応の必要性を明確にするように検討していただきたい。残りの第4章から第7章については、まだ柱立てしかできておらず、具体的な中身はこれから入れていくという状況である。先ほど議論した基本目標を整理しながらさらに詳細な表現等については検討するということがあるが、それ以外に何かあるか。(ないようであれば) 具体的な文言については、できたものを提示していただき、次回検討したい。

3-(1) ④越谷市障がい福祉関連計画策定に向けた意向調査について

議長 これから実施するアンケート調査で、具体的な質問項目等については、今後資料が送付された際に意見を出していただきたい。

委員 調査の対象者に18歳未満の障がい児も入っているが、小学生等も含まれるのか。その場合、回答者は対象者の親か、対象者自身か。対象者自身であるならば、アンケートの内容は大人と同じものか。

事務局 18歳未満のどの年齢の障がい児も無作為で抽出される。本人が回答できない場合には保護者が回答できるようにアンケートを作成する。障がい児の他にも知的障がい者への配慮もあり、フリガナをふったりわかりやすい表現を用いたりしている。

3-(2) ①令和2年(2020年)4月開設予定の施設について

質疑等なし

3-(2) ②小規模保育事業所公募(令和2年4月開設分)の中間報告等について

質疑等なし

3-(2) ③こしがや「プラス保育」幼稚園事業について

事務局 参考資料1は、保育所や地域型保育事業所等の施設の最新の一覧であり参考にしていただきたい。

4 その他

※参考資料2 医療的ケア児等の協議の場の設定についての説明(子育て支援課 鈴木副課長)

※次回の分科会日程について事務局より連絡

議事終了 16 : 45